

看護師就業促進事業（県外看護師等就業支援金等事業） ～事業概要～

事業内容	県外看護師等の採用の際に支援金等を支給した場合、支給額の一部を補助する。
基準額及び補助金額	20万円(補助基準額上限) × 1/2(補助率) = <u>10万円(1人当たりの補助上限額)</u>
補助対象	病院
支援対象者	<p>次の各号のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①採用日時点で、県外の医療機関等を離職後1年未満の方(補助事業者と同一法人または同一医療グループの医療機関等を除く) ②夜勤等の交代制勤務に従事するなど、安定的な看護提供体制の確保に資すると認められる方 ③当該施設の社会保険(健康保険及び厚生年金保険等)の被保険者である方 ④採用後2年以上継続勤務する見込みがある方
対象経費	<p>補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就業支援金等(就業支援金、採用支度金等の金銭給付) ②転居費用(転居に要する費用、赴任旅費等) ③その他知事が認める経費 <p>各号に掲げるもののほか、県外からの就業に資する経費。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料</p>
対象人数	230人

看護師就業促進事業（県外看護師等就業支援金等事業） ～対象となる事例～

- 補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したものの
 - ▶ 支援対象者の採用年度は問わず、支出した時点が令和8年度内であれば、対象経費になります。

対象経費

